

台湾向けに輸出される食品等に関する産地証明書発行事務取扱要領

(目的)

第1条 本要領は、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別表2別紙ZZ-S1輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱に基づき、千葉県における台湾向けに輸出される食品等に関する産地証明書発行について必要な手続等を定めるものである。

(産地証明書発行の対象)

第2条 本要領に基づく産地証明書発行の対象となるものは、千葉県において生産又は収穫等され、又は最終的に加工され、台湾に輸出される食品等（酒類を除く）とする。

(産地証明書の発行要件)

第3条 産地証明書は以下のいずれかの要件に該当する食品等に対して発行する。

(1) 千葉県が産地の農林水産物であること。

(2) 千葉県において最終的に加工された食品であること。

2 産地証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る食品の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書等の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。

(産地証明書の申請手続)

第4条 水産物を除く食品等の産地証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から(3)まで及び必要に応じて(4)又は(5)に掲げる書類を、別表1に掲げる申請受付・発行担当課へ提出する。

(1) 産地証明申請書（別記様式1）

(2) 必要事項を記入した輸出に係る産地証明書案（別記様式2）

(注) ただし、品目数が複数の場合は、別記様式2の(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)の欄に、See Annexと記載し、別記様式2の別添に必要事項を記入したものを添付すること。

(3) (2)の記載事項を確認することができる書類（別紙1確認項目の欄に掲げる項目ごとに別紙1確認書類の欄に掲げるもの）

(4) 輸出者が作成した委任状（別記様式3）（申請者が輸出者の場合は不要とする。）

(5) 確認書（別記様式4）（申請者が生産者又は製造者の場合は不要とする。）

2 水産物の産地証明書の発行を申請する者は、以下の(1)から(3)まで及び必要に応じて(4)から(6)までに掲げる書類を、別表1に掲げる申請受付・発行担当課へ提出する。

(1) 産地証明申請書（別記様式1）

(2) 必要事項を記入した輸出に係る産地証明書案（別記様式2）

(注)ただし、品目数が複数の場合は、別記様式2の(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)の欄に、See Annexと記載し、別記様式2の別添に必要事項を記入したものを添付すること。

(3) (2)の記載事項を確認することができる書類（インボイス、パッキングリスト等）

(4) 主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類

(5) 製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し

(6) 輸出者が作成した委任状(別記様式3)(申請者が輸出者の場合は不要とする。)

3 申請受付及び産地証明書の発行は、別表1に掲げる申請受付・発行担当課で行う。

4 県は、第1項又は第2項により提出を受けた各書類の内容を確認し、問題がないと認める場合は、第1項(2)又は第2項(2)の産地証明書案の内容を偽造防止用紙に転記した上で、署名押印することにより産地証明書を発行する。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書等に関する不正の疑いがある場合には、産地証明書の発行を留保することとする。

5 県は、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか、現地確認及びその他の調査を実施するものとする。

6 申請者が郵送での産地証明書の交付を希望する場合、送付に要する経費は、申請者が負担することとする。

(実施細則)

第5条 この要領に定めるもののほか、産地証明書の発行に関し必要が生じた場合には、別に定める。

附則

この要領は、令和4年2月21日から施行する。

(別表1)

該当品目	申請受付・発行担当課
農産物関係	農林水産部流通販売課
畜産物関係	農林水産部畜産課
水産物関係	農林水産部水産局水産課
加工食品関係	商工労働部経済政策課